

新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ルールの特例的運用

制定 令和2年7月27日、改正同年10月1日

1. 当社及びご予約者様が講ずる感染拡大防止のための遵守事項

① 11月末までに開催される催事に対する新たなソーシャル・ディスタンスの基準

催事におけるソーシャル・ディスタンスの基準は、これまでは、国が定めたロードマップでは「収容率 50%」、東京都等のガイドラインでは「人と人との間隔を 1メートル以上」と定めていましたが、国は、9月11日付け事務連絡（「11月末までの催事の開催制限等について」）において、感染防止策の徹底を前提に、次のような「収容率の目安」を示しました。この基準は、人と人との間隔を 1メートル以上とする基準を事実上撤廃するものですが、東京都もこの基準を容認し、東京都内で開催される催事に適用されることになりました。

参加者の位置の固定状況 発声等の状況	i) 参加者の位置が固定され、入場や区域内の適切な行動確保ができる場合	ii) 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合
ア) 大声で歓声、声援を発し、又は歌唱することがない催物	【A. 着座式静穏催事】 収容率 100%以下	【B. 立席式静穏催事】 最低限人と人が接触しない程度の間隔を空けること (注)
イ) 大声で歓声、声援を発し、又は歌唱する催物	【C. 着座式喧噪催事】 異なるグループ又は個人間では座席を 1 席空けることとしつつ、同一グループ(5 名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと	【D. 立席式喧噪催事】 人と人との間隔を 1メートルとすること (注)

② 当ホール内において当社が講ずる措置

この事務連絡に則して、当社は、当ホール内において① テーブル、マイク等の消毒、② 手指消毒液の設置、③ 施設スタッフのマスク着用、④ ご予約者様のご利用に対して適用される「収容率の目安」に基づく机・椅子の配置、⑤ プラズマクラスター搭載空気清浄機の設置、⑥ マイクの貸出本数の増加、⑦ 非接触型体温計の無料貸出等の措置を講じます。

なお、当ホールは、机・椅子を固定していませんので、④につきましては、ご利用区画の最大収容人数の範囲内でご予約者様のご要望に応じて机・席を配置い

たします。

【ご利用区画の最大収容人数の目安】

	1 階					2 階	
	1 区画	2 区画	3 区画	4 区画	5 区画	A	B
長机・椅子配置	30 名	75 名	105 名	180 名	180 名	18 名	30 名
椅子のみ配置	54 名	108 名	162 名	216 名	270 名	36 名	48 名
立席	机の配置等で最大収容人数は変わりますのでご相談ください。						

(注) このほか、メモ机付き椅子もご用意いたします。これをご利用いただくと、長机と椅子より最大収容人数は大幅に増えます。

③ 当ホール内において予約者様に講じていただく措置

ご予約者様におかれましては、上記の事務連絡に則り、次の事項を遵守していただくようお願い申し上げます。

- ① 体調不良者(発熱、嘔吐、倦怠感等)の参加をお断りすること
- ② 入室前に参加者全員に手指消毒を実施すること
- ③ 参加者全員にマスクの着用など咳エチケットの徹底を周知すること
- ④ 立席式催事の場合は、上の表の【B】又は【D】の欄の「収容率の目安」に基づいて間隔を開けるように催事の参加者数、進行等を管理すること
- ⑤ 着座式催事で【C】の欄に該当する場合は、その「収容率の目安」に基づいて催事の参加者数、着座する人と人との間隔、進行等を管理すること
- ⑥ 催事の内容に秘匿性が求められる場合や、催事中、静穏を保つ必要がある場合除き、ドアを開放した状態で利用すること

ご予約いただく区画の広さは、④、④、⑤の基準を考慮してお決めいただきます。

上記の事務連絡に基づく①から⑥の事項は、当ホールの利用規約である「TCAT ホール利用上のルール」(以下「利用ルール」といいます。)の「8. (9)五」の「関係官公庁の指示又は公の秩序若しくは善良の風俗」に準ずるものとして取り扱います。ご予約者様が上記の事項を十分遵守されていないと当社が判断した場合は、施設スタッフが改善案をご提案します。

【利用ルール(抜粋)】

8. 利用上の注意事項

- (9) 当施設のご利用に当たっては、次の各号に該当することがないようにしてください。これらの一つに該当する場合又はそのおそれがあると当社が判断した場合は、その時点で是正措置をお願いします。是正されない場合は、ご利用をお断りするとともに、予約金をお支払いいただいていたときは、上記の6. イ. に規定するキャンセル料相当額をお支払いいただきます。

五 法令の規定、関係官公庁の指示又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合

2. “ゆったり安心”会議応援キャンペーン（感染拡大防止割引）

◇ 感染拡大防止措置を講ずることに伴うお客様のご負担増を軽減するため、＜本年7月27日から9月30日までに仮予約申込をされた方＞及び＜ご利用日が本年10月1日から11月30日までの間に当たる仮予約申込を本年10月1日から同月31日までにされた方＞に対して次のキャンペーン・サービスをご提供します。

① 室料金額

① 初回申込者に対する50%割引 … 「初割料金」

新型コロナウイルスの感染拡大防止措置により、会議室の利用に制約が多くなっている状況を踏まえ、当施設を初めてご利用されるお客様に対して、ご予約いただいた全区画の室料金額と有料付随サービス料金（宴会料金を除く。）の合計額を50%割引でご提供いたします。

② リピーター申込者に対する区画拡大割引（25%） … 「広割料金」

上の表の【A】の欄に該当する催事であるにもかかわらず、リピーター申込者が人と人との間隔を1メートル以上設けることを前提とした区画数でご予約される場合は、ご利用の区画数が増えることによるご負担増を抑えるため、1階の5区画のうち2区画以上を同時にご利用の場合は、室料を25%割引でご提供いたします。

なお、他の割引との重複適用はご遠慮いただきます。

② 付随サービス … 「手間割サービス」

① ワイヤレス・マイク（通常1本まで）

貸出本数は、原則として1区画1本ですが、キャンペーン期間中は1部屋8本までにいたします。

② 非接触式体温計（5本まで）を無料でお貸しするほか、手指消毒液（2本まで）及びプラズマクラスター搭載空気清浄機を各部屋に設置いたします。

※ ご利用いただける備品の数は、ご利用日の他の催事の開催状況により変わります。詳しくは、施設スタッフにご相談ください。

3. ご予約時のガイドラインの内容がご利用日までに変更された場合の措置

○ 今後の感染状況によって、ガイドラインの基準が撤廃され、あるいは逆に会議室の利用中止の要請がなされることがあります。このような場合は、ご予約

日に適用された基準ではなく、ご利用日の時点のガイドラインの基準によって室料を算定しなおし、利用ルールの「7.」の規定により清算いたします。

- なお、上記の事務連絡によって、11月30日までに開催される【A】の欄の催事に対する収容率の上限の目安が50%から100%に引き上げられましたので、本年7月27日から9月30日までに仮予約申込をされた方のうちご利用日が10月1日から11月30日までの間に当たる方がご予約の区画数を減らされた場合は、次の【A】の規定が適用されます。

A. 着座又は立席の間隔の基準が撤廃された場合

① 室料金額

お客様がご予約時の区画数を減らされた場合は、「初割」は減らされた区画数の室料に対して引き続き適用されますが、「広割」は適用されなくなる場合があります。

【ご予約の区画数を減らされた場合の室料】

		変更後利用区画数				
		1	2	3	4	5
当初予約区画数	2	広割不適用 1区画分	広割適用 (1.5区画分)	—	—	—
	3	広割不適用 1区画分	広割不適用 2区画分	広割適用 (2.25区画分)	—	—
	4	広割不適用 1区画分	広割不適用 2区画分	広割適用 (2.25区画分)	広割適用 (3区画分)	—
	5	広割不適用 1区画分	広割不適用 2区画分	広割適用 (2.25区画分)	広割適用 (3区画分)	広割適用 (3.75区画分)

② キャンセル料… 利用ルールの「6. ア.」の特例

ご予約者様がご予約より少ない区画をご希望であっても、利用ルールの「6. ア.」の注書の「予約の一部解約」として扱わず、一部解約のキャンセル料は頂戴しません。

【利用ルール(抜粋)】	
6.	室料見積書に記載した事項の変更又は予約の全部解約
ア.	室料見積書に記載した事項の変更（予約の一部解約を含む。）
注	「予約の一部解約」とは、利用期間の短縮、利用区画の減少など室料総額の減額を伴う室料見積書の記載事項の変更をいいます。
7.	精算方法

残金をお支払いいただく前にお客様が室料見積書に記載した事項を変更された場合は、その変更により生じた室料の差額は、残金額を増減することにより調整いたします。

残金をお支払いいただいた後に生じた室料の差額、有料付随サービスの追加金額、キャンセル料等は、利用日以降に一括して清算させていただきます。清算方法は、次のとおり銀行口座により行い、現金でのお支払はお断りしております。

ア. お客様が当社に追加金額をお支払いいただく場合

追加金額を当社が指定する支払期限までに当社指定の銀行口座に振り込んでいただきます。この場合の振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

イ. 当社がお客様に過払金額をお支払いする場合

過払金額をお客様が指定する支払期限までにお客様指定の銀行口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

③ 手間割

ご利用日において、東京都等が引き続き手指消毒等を奨励している場合は、手間割サービスをご提供します。

B. 東京都が会議室の利用中止を要請した場合

1) 原則的対応 … 当社からの解約

当社は予約を解約させていただきます。この場合において、当社は予約金を返納しますが、解約によりご予約者様に生じた損害について、当社は責任を負いません。

2) 特例的対応 … ご予約者様のご要望によるご利用日の延期

ご予約者様がご利用日を期日未定の延期としての取扱いをご要望であれば、1年間以内に限り予約期間を延期するご予約内容の変更のお申出があったものとして取り扱い、お支払いいただいた予約金は、ご利用日変更後の予約のためのものとしてお預かりします。

※ 利用ルールは、ご利用日の変更をキャンセル料の適用対象としていません。

ご利用日の延期後、東京都が利用中止の要請を解除し、当施設をご利用できる状況になれば、ご予約者様からご利用日を決めてお申込をいただきます。このお申込の際、ご予約の内容(ご利用区画数等)に変更がある場合は、予約金額との差額を利用ルール7.の規定により精算いたします。

なお、会議室をご利用できる状況になったにもかかわらず、ご予約者様が1年以内のご利用日を決めてお申込を行わなかったときは、ご予約者様のご都合によってキャンセルされたものとして、既払い予約金相当額をキャンセル料としてお支払いいただきます。